

平成30年2月26日
伊丹市行政不服審査会決定

伊丹市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

次に掲げる審査請求に該当するものについては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により、伊丹市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

内容
<p>(国民健康保険税額決定処分に関する審査請求)</p> <p>国民健康保険税に関する案件のうち、下記のいずれにも該当する場合で、法律上の争いがなく、審理員が棄却の意見書を書いているもの。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 国民健康保険税額の算出の根拠となる所得（基礎控除後の総所得金額等）に争いが無いこと(2) 国民健康保険税額の算出における被保険者数に争いが無いこと(3) 国民健康保険税額の算出過程に争いが無いこと